

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年6月14日（平成28年（行情）諮問第420号）

答申日：平成28年10月26日（平成28年度（行情）答申第485号）

事件名：受付簿（平成27年）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「受付簿（平成27年）」（ただし、平成27年1月1日から同年12月22日までに限る。）【矯正局保有】」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「受付簿（平成27年）（ただし、平成27年1月1日から同年12月22日までに限る。）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月23日付け法務省矯総第533号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

異議申立てに係る行政文書（「受付簿」）の開示は、次のとおり違法不当である。

ア 経緯

異議申立人は、客年12月21日付けをもって、行政文書の開示を請求した。

請求した行政文書の名称等は、次のとおりである。

平成27年1月1日から同年12月末日までの間において、法務省が発受した行政文書のうち、矯正局が発受した行政文書に係る文書受付簿（仮称）、文書発送伺簿（仮称）、又は文書発受簿（仮称）若しくは書留・速達等文書発受簿（仮称）で、現在、法務省又は矯正局が保有しているもの。

本件請求に該当する行政文書の一つに、受付第655号「受付簿」

があるとされた。

この「受付簿」は、平成28年2月23日付け法務省矯総第533号「行政文書開示決定通知書」をもって、不開示部分のない、完全な姿で開示するものと決定された。

ところが、異議申立人に送付された「受付簿」(別添)(略)には、「受付番号」が矯正局2号, 同3号, 同11号, 同12号, 同14号及び同16号の合計6つについて、いわゆる欠番・空行があった。

イ 処分庁の責任

処分庁は、完全な姿での開示を決定した上は、同決定どおりに、欠番又は空行のない完全な姿での開示をする義務がある。ついては、開示方法が違法・不当であるから、異議申立人に対する送付物と、完全な姿の「受付簿」とを、差し替えるべきである。

ウ 違法・不当

この「受付簿」は、パソコンをもって作成されているが、だからといって、自己の都合の悪い部分を、飛ばすことにより、当該部分を秘匿して開示してはならない。処分庁が実際に開示した行政文書には、欠番又は空行があることから、違法であり、不当である。

エ 正当な請求

異議申立人が行った、行政文書開示請求は、正当な請求である。この請求は、法に基づくものであって、国家の主権者としての権利に基づく請求である。また、法の規定に基づき、所定の手続と様式をもって行ったものである。このため、異議申立人が行った開示請求は、違法・不当のものではない。しかも、請求した行政文書は、現に作成され、かつ、現在も保有されているものである。したがって、異議申立人の請求どおりに該当の行政文書を開示すべきである。

オ 開示を要する行政文書

本件「受付簿」には、秘匿すべき要素がない。したがって、その全部を完全な姿で開示すべきである。

以上のことから、本件行政文書の開示は、違法・不当であるので、欠番又は空行のない完全な姿の「受付簿」を開示せよ。

(2) 意見書

異議申立人から、平成28年7月2日付け(同月4日受付)で、意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件異議申立ては、異議申立人が処分庁に対し、平成27年12月22日受付行政文書開示請求書(以下「本件請求書」という。)をもって行っ

た本件請求文書に係る開示請求について、処分庁が平成28年2月23日付け行政文書開示決定通知書（以下「本件開示決定通知書」という。）をもって、その全部を開示する原処分を行ったことに対するものであり、異議申立人は、原処分について行政文書の特定漏れがあった旨を主張し、原処分の取消し及び当該文書の開示を求めていることから、以下、原処分に係る行政文書の特定の適否について検討する。

2 本件異議申立てまでの経緯等について

本件開示請求から本件異議申立てまでの経緯等については、以下のとおりである。

- (1) 平成27年12月22日受付で、異議申立人から処分庁宛てに、本件請求書の送付があった。
- (2) 本件請求書には、請求する行政文書の名称として、「平成27年1月1日から同年12月末日までの間において、法務省が発受した行政文書のうち、矯正局が発受した行政文書に係る文書受付簿（仮称）」と記載されていた。
- (3) これに対し処分庁は、平成28年1月15日付け「行政文書開示請求書について（求補正）」により、異議申立人に対し、請求内容に合致すると思われる行政文書として、本件対象文書のとおり特定した旨を情報提供したところ、異議申立人から、同月20日受付「行政文書開示請求について（回報）」をもって、本件対象文書の全てについて開示を請求する旨の回答があった。
- (4) 処分庁は、平成28年1月26日付け「開示決定等の期限の延長について（通知）」により、異議申立人に対し、本件対象文書に係る開示決定等の期限を延長する旨通知した上で、本件開示決定通知書をもって、原処分を行った。
- (5) 異議申立人から、平成28年3月4日受付「行政文書の開示の実施方法等申出書」（以下「本件申出書」という。）により、本件対象文書の全部について、写しの送付を希望する旨の回答があったことから、処分庁は、異議申立人に対し、本件対象文書の全部について写しを送付した。
- (6) これに対し異議申立人は、平成28年3月28日受付「異議申立書」により、「「受付簿」は、（中略）不開示部分のない、完全な姿で開示するものと決定された。ところが、異議申立人に送付された「受付簿」（別添）（略）には（中略）いわゆる欠番・空行があった。（中略）処分庁は、完全な姿での開示を決定した上は、同決定どおりに、欠番又は空行のない完全な姿での開示をする義務がある。」として、本件決定について、行政文書の特定漏れがあった旨を主張した。

3 本件対象文書の特定の適否について

- (1) 法務省内部部局においては、行政文書の受付手続について、法務省行

政文書取扱規則（平成26年法務省秘法訓第1号大臣訓令）10条の規定に基づき、文書管理システム（総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。以下同じ。）に所要の事項を入力し、受付番号を登録することにより行うこととされている。

また、同部局においては、法務省行政文書取扱規則実施細則（平成26年3月31日法務省秘法第2号秘書課長通達）の4（1）アに基づき、受付簿（文書管理システムで自動生成されるものを含む。）を備えるものとされているところ、本件開示請求に関しては、異議申立人の便宜に鑑み、文書管理システム内の受付簿に登載された情報について、同実施細則に定める様式に当てはめた上でこれを印刷して「受付簿」として開示したものである。

- (2) 同取扱規則及び同実施細則においては、受付簿における受付文書の登録抹消及び欠番の取扱いについて定めた規定はないものの、例えば総務課で一旦受け付け、主務課等に回付された文書が所管外であるとして返付又は回付された場合や、当該文書の発出者が当該発出を取り下げた場合は受付を取り消すこととなり、受付簿の当該文書に係る登録を抹消する。この場合、受付時に文書管理システム上で取得された受付番号は、欠番として取り扱われる。
- (3) 異議申立人が主張する「欠番・空行」については、文書管理システムにおける番号取得後の登録抹消等の処理により発生するものであり、処分庁が本件申出書により、異議申立人に対し送付した本件対象文書の写しに異議申立人が主張する「欠番・空行」があったことに不合理な点はない。

4 以上のことから、原処分について行政文書の特定漏れはなく、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月4日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年10月4日 審議
- ⑤ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「「受付簿（平成27年）」（ただし、平成27年1月1日から同年12月22日までに限る。）【矯正局保有】」の開示を求

めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、異議申立人は、本件対象文書には欠番・空行があるため、欠番又は空行のない完全な姿の「受付簿」を開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 法務省内部部局においては、行政文書の受付手続について、法務省行政文書取扱規則10条の規定に基づき、文書管理システムに所要の事項を入力し、受付番号を登録することにより行うこととされている。

また、同部局においては、法務省行政文書取扱規則実施細則の4(1)アに基づき、受付簿(文書管理システムで自動生成されるものを含む。)を備えるものとされているところ、本件開示請求に関しては、異議申立人の便宜に鑑み、文書管理システム内の受付簿に登載された情報について、同実施細則に定める様式に当てはめた上でこれを印刷して「受付簿」として開示したものである。

イ 同取扱規則及び同実施細則においては、受付簿における受付文書の登録抹消及び欠番の取扱いについて定めた規定はないものの、例えば総務課で一旦受け付け、主務課等に回付された文書が所管外であるとして返付又は回付された場合や、当該文書の発出者が当該発出を取り下げた場合は受付を取り消すこととなり、受付簿の当該文書に係る登録を抹消する。この場合、受付時に文書管理システム上で取得された受付番号は、欠番として取り扱われる。

ウ 異議申立人が主張する「欠番・空行」については、文書管理システムにおける番号取得後の登録抹消等の処理により発生するものであり、処分庁が本件申出書により、異議申立人に対し送付した本件対象文書の写しに異議申立人が主張する「欠番・空行」があったことに不合理な点はない。

(2) 検討

ア まず、当審査会において、諮問庁から法務省行政文書取扱規則及び法務省行政文書取扱規則実施細則の提示を受けて確認したところ、法務省行政文書取扱規則10条には、「部局は、前項により確認を行った文書については、文書管理システムに所要の事項を入力し、受付番号を登録するとともに、当該文書の余白に受付印(様式第1号)を押印し、受付番号を記入するものとする。」と規定されており、法務省行政文書取扱規則実施細則には、「受付簿」として本件対象文書と同一の様式が規定されていることが認められることから、本件対象文書

は、法務省行政文書取扱規則に基づく受付簿であると認められる。

イ 異議申立人は、本件対象文書（受付簿）には、「受付番号」のうち矯正局2号，同3号，同11号，同12号，同14号及び同16号の合計6つについて、いわゆる「欠番・空行」があったとした上で、欠番又は空行のない完全な姿で開示すべきと主張するところ、諮問庁は、上記（1）ウのとおり、異議申立人が主張する「欠番・空行」については、文書管理システムにおける番号取得後の登録抹消等の処理により発生するものであると説明する。

ウ そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記文書管理システムは、その仕様上、受付番号取得後に登録を抹消した情報については、受付簿上存在しないものとして取り扱うこととされており、しかも、抹消された情報については、受付簿に復元・表示することができないとのことであった。

エ そこで検討するに、一般に、行政機関において受け付けられた文書が、所管部局以外の部局に一旦回付されることや、当該文書の発出者が当該発出を取り下げるということは、起こり得るものと考えられるところ、そうした場合に、上記文書管理システムの仕様についての上記ウの説明に不自然・不合理な点はなく、したがって、本件対象文書に異議申立人が主張する「欠番・空行」があったことに特段の問題はない。

オ その外、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書の外に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求の対象として本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、法務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史